



No.3888 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 1. 26

| | |
|---|----|
| ・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内15例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について..... | 25 |
| ・三重県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内16例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について..... | 26 |
| ・香港向け家きん由来製品の輸出再開について（鳥取県）..... | 28 |
| ・家畜衛生レポート（岡山県）..... | 28 |

☆香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内15例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年1月10日付けプレスリリース）

本日、香川県東かがわ市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内15例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいた

します。

1. 農場の概要

所 在 地：香川県東かがわ市

飼養状況：約2.4万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和8年1月9日（金曜日）、香川県は、東かがわ市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 1月10日（土曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務と香川県との面会等により、香川県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年1月10日（土曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力ををお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力ををお願いいたします。

☆三重県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内16例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年1月13日付けプレスリリース）

本日、三重県津市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内16例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力ををお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：三重県津市

飼養状況：約2.5万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和8年1月12日（月曜日）、三重県は、津市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 1月13日（火曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務と三重県との面会等により、三重県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要

に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

7. 三重県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年1月13日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆香港向け家きん由来製品の輸出再開について
(鳥取県)

(令和8年1月13日付けプレスリリース)

本日、我が国の家きん由来製品の香港向け輸出について、鳥取県からの輸出が再開されましたのでお知らせします。

1. 概要

高病原性鳥インフルエンザによる我が国の家きん由来製品の輸出への影響をできる限り小さくするため、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港、シンガポール、ベトナム、マカオ及び米国当局については、非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

一方、発生県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、香港当局との間で、高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた鳥取県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

また、今回の協議により、香港向け輸出については、防疫措置完了から28日が経過し清浄性が確認された日（令和8年1月4日）に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「同日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

なお、同県からのベトナム、マカオ及び米国向けの家きん由来製品の輸出は再開済みです。

〈2024年の輸出額〉

鶏肉の総輸出額：24.8億円（うち、香港22.2億円）

鶏卵の総輸出額：71.1億円（うち、香港67.0億円）

出典：財務省「貿易統計」

〈これまでの経過〉

令和7年12月2日：鳥取県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（鳥取県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年1月4日：鳥取県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

2. 参考

令和7年度の鳥インフルエンザに関する情報については、次のページよりご確認いただけます。
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html

各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、次のページよりご確認いただけます。URL：
https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html

☆家畜衛生レポート（岡山県より）

岡山県井笠家畜保健衛生所

1 管内の概要

井笠家畜保健衛生所は、岡山県西部に位置する備中エリアに属しており、このエリアの南は瀬戸内海に面し、北は中国山地に抱かれた、自然が豊かな地域です。

管内は、備中エリア南部の倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町の5市3町を所管しています。

当家保は、江戸時代、参勤交代で往来する諸大名の宿場町として繁栄した山陽道の矢掛宿がある小田郡矢掛町に所在しています。管内の特徴は、笠岡市にある笠岡湾干拓地内では、酪農経営11戸5,363頭、肉用牛経営10戸5,511頭が飼養され、ここで生産されている生乳は、岡山県の約4割を占め、県内でも有数の畜産団地となっています。また、養鶏場が山間部に多いことも特徴の一つです。



岡山県行政エリア

備中エリアの市町



管内位置図（所在地）

2 管内家畜飼養戸数・農場数および頭羽数

井笠家畜保健衛生所 飼養頭羽数調査（令和7年2月1日現在）
(単位: 農場、頭、羽、%、※子牛含まず)

| 区分 | 乳用牛 | | 肉用牛 | | 豚 | | 採卵鶏 | | 肉用鶏 | |
|--------|------|--------|-----|--------|------|--------|------|------------|-----|-----------|
| | 農場数 | 頭数 | 農場数 | 頭数 | 農場数 | 頭数 | 農場数 | 羽数 | 農場数 | 羽数 |
| 井笠地区 | 19 | 6,371 | 25 | 6,804 | 2 | 6,836 | 35 | 2,182,904 | 0 | 0 |
| 倉敷地区 | 5 | 231 | 3 | 27 | 3 | 210 | 5 | 852,655 | 1 | χ |
| 合 計 | 24 | 6,602 | 28 | 6,831 | 3 | 7,046 | 40 | 3,035,559 | 1 | χ |
| 対県比(%) | 14.4 | 44.0 | 7.6 | 20.0 | 21.7 | 17.1 | 33.6 | 28.7 | 2.0 | χ |
| 岡山県合計 | 167 | 15,020 | 369 | 34,072 | 23 | 41,135 | 119 | 10,584,861 | 50 | 3,171,949 |

秘密保護上、統計数値を発表しないものを「χ」表示

3 井笠家畜保健衛生所の職員数

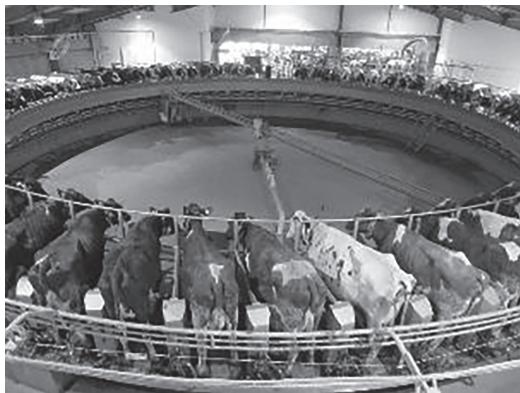
令和7年度は、13名の職員と会計年度職員1名の14名で、家畜防疫業務、監視・許認可業務、指導業務などを行っています。

4 主な取り組み

定期検査や立入検査による監視、病性鑑定業務等を一層強化するとともに、農場の衛生対策の基本となる飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図っています。



井笠家畜保健衛生所全景



西日本最大のロータリーパーラー



飼養衛生管理指導



ロータリーパーラー採血 1



農場埋却地試掘状況



ロータリーパーラー採血 2

(1) 家畜伝染病等発生予防及びまん延防止

当管内には多数の大規模農場が存在し、県外から牛の導入が頻繁に行われています。こうした農場は、多くの導入牛産子を抱えることからヨーネ病の発生リスクが高く、「岡山県牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づく定期検査や衛生対策指導の徹底により、まん延防止及び早期清浄化を図っています。

また、これらの大規模農場では、牛ウイルス性下痢の継続的な監視も必要で、ウイルスの侵入防止、清浄性の維持と併せてワクチン接種指導を行っています。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守指導

ウイルス等侵入防止対策、異常家畜の早期発見・早期通報の徹底など飼養衛生管理基準の遵守とともに、健康な家畜を飼養する環境になるよう立入検査により指導しています。

(3) 岡山県独自の埋却地試掘事業

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病発生時に、直ちに防疫措置を行い、早期収束を図るため、農場は家畜や汚染物品を埋却する土地の確保が必要です。しかし、湧水等で使用できない場合には、防疫措置の遅延や長期化の要因となります。岡山県では農場が確保している埋却予定地が、埋却地として使用可能かどうか判断するための試掘調査を実施しています。調査にあたっては、関係機関と連携し埋却地の適否を確認し、発生時の埋却溝掘削計画の作成に役立てています。



防疫演習（豚熱）



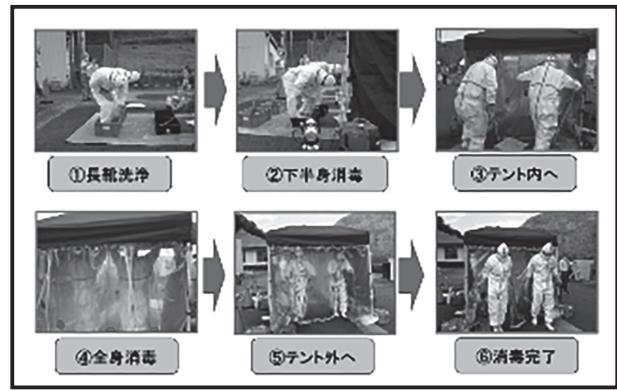
主な使用消毒機材
 (1)ターポリント(2m×2m)側幕仕様
 (2)透明のれんゲート
 (3)ジェット噴霧器
 (4)ミスト発生器(タンク付ポンプタイプ)
 (5)消毒用マット
 (6)長靴消毒用容器(洗いブラシ含)

使用消毒剤
 逆性石けん(約500倍希釈)

ミストテント消毒法



建設業協会会員への机上演習



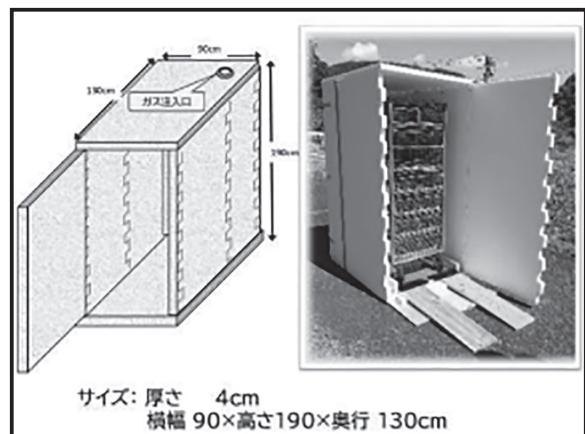
ミストテント消毒法手順

(4) 危機管理体制の強化

令和4年度は当管内において高病原性鳥インフルエンザが連続して3件発生しました。また、令和6年2月に岡山県内で初めて野生イノシシ豚熱感染が確認され、令和7年7月2日現在で54例が確認されています。幸いなことに県内農場での豚熱発生はありませんが、管内養豚場近くでも野生イノシシの陽性個体が見つかっています。このような状況から高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生に備え、市町、関係機関、建設業協会との連携を図り、防疫演習や机上演習を実施するなど、危機管理体制の強化に努めています。

(5) 防疫作業効率化の取組

簡易テントを活用した省スペース・省力化の消毒設備（以下、ミストテント消毒法）を考案しました。テント内に、ミスト状にした消毒液を充満させ、その中を作業従事者が両手を挙げて通過するだ

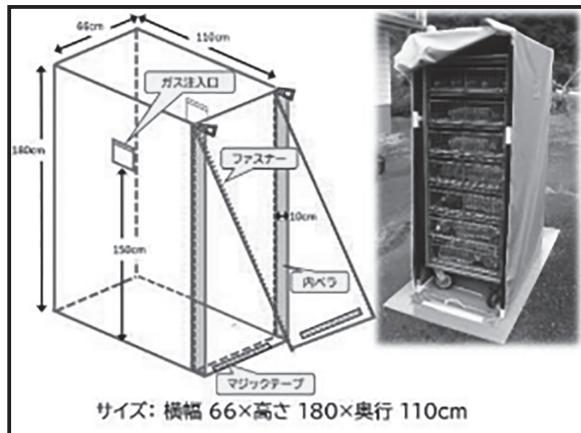


発泡スチロール製のラックケース

けで、全身消毒を行います。小規模農場や作業敷地面積の狭い農場での活用を検討しています。

さらに、大規模養鶏農場でHPAIが発生した場合に効率的な殺処分を実施するために、出荷用ラック（以下、「ラック」）とラックケースを利用した殺処分ケースの試作をおこなっています。

試作する上での条件は、備蓄に場所を取らず、現場で組み立てられること、人力で移動ができる軽い



テント素材のラックケース

素材であること、農場で使用する時に広い場所を必要とせず、ラック1台が収容できる大きさであることとしました。現在、発泡スチロールとテント素材の2種類で試作し、実用化に向けた検討を行っています。

また、管内の概要でも記載しましたが、笠岡湾干拓地は、乳肉合わせて1万頭を超える牛が飼養されています。ここで口蹄疫が発生した場合、防疫措置が非常に困難となることが想定されることから、国が保有する移動式レンダリング装置による殺処分牛



管内のレンダリング装置設置場所

の処理を検討しています。このため、レンダリング装置設置場所の確保を行い、生成物の焼却処理についても協議しました。そして、装置輸送計画までの解決すべき課題の洗い出し、関係機関等の協力のもと、より実効性のある防疫計画の作成を進めています。

今後とも、農家指導と防疫計画のブラッシュアップによる発生予防とまん延防止に努め、地域の畜産振興に助力していきたいと思います。

通信 先日1月17日と18日は大学入学共通テストの実施日でした。自宅ちかくの大学も試験会場になっていたようで、朝から緊張した面持ちの受験生が会場に入っていくのを心の中で応援しながら見ていました。大学入試センターの情報によると、今年の志願者数は49万6千人あまり、試験会場は650にもなるそうです。

今年度の獣医師国家試験は2月17日及び18日です。獣医師として備えるべき獣医学や獣医療の基本的事項、衛生学、獣医療の臨床的事項で試験は構成されますので、大学6年間の学びと経験を総動員して、試験までしっかりと準備をしていただきたいと思います。

また、今年で4回目を迎える愛玩動物看護師の国家試験は2月15日です。大学等で必要な科目を修めた方も、法施行後5年間の特例で講習会や予備試験を経て受験資格を得られる既卒や現任の方も、万全

の準備をお願いします。

農林水産省では、いずれの国家試験も予定通り行われるようしっかりとサポートしてまいります。合格発表は、獣医師国家試験が3月11日、愛玩動物看護師が3月13日です。受験者の皆様が万全の準備と体調で試験に臨み合格を勝ち取っていただくことを願っています。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎ 03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1